

許可番号 04020008056

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 福岡市博多区博多駅東一丁目1番33号

氏名 株式会社九州北部サービス
代表取締役 西崎 晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎

許可の年月日 令和 2 年 8 月 11 日

許可の有効年月日 令和 9 年 8 月 10 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

中間処理（破砕）：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず 以上4品目

中間処理（圧縮梱包）：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。） 以上5品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

選別施設①：設置場所 福岡県糸島市高祖字宇土19番1

設置年月日 平成12年7月31日

処理能力 94.5t/日（8時間）

破砕施設①：取扱品目 木くず

設置場所 福岡県糸島市高祖字宇土19番1

設置年月日 令和元年9月14日

処理能力 （30mmスクリーン使用）
4.56t/日（8時間）

選別施設②：設置場所 福岡県糸島市志摩松隈字柿打301番3外1筆

設置年月日 平成23年10月14日

処理能力 108t/日（8時間）

（以下第2面記載）

破碎施設②：設置場所 福岡県糸島市志摩松隈字柿打301番3
設置年月日 平成30年10月18日
処理能力 (50mmスクリーン使用)
廃プラスチック類 4.09t/日(8時間)
紙くず 3.97t/日(8時間)
木くず 4.52t/日(8時間)
繊維くず 1.62t/日(8時間)

圧縮梱包施設：設置場所 福岡県糸島市志摩松隈字柿打301番3
設置年月日 平成30年8月17日
処理能力 297t/日(8時間)

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 破碎施設①については、30mm以下のスクリーンを使用すること。
- (2) 破碎施設②については、50mm以下のスクリーンを使用すること。
- (3) 選別施設①に係る産業廃棄物の保管数量は次のとおりとすること。
 - ア 中間処理(選別)に係る処理前産業廃棄物の保管数量は425m³以下とすること。
 - イ 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(木くず)の保管数量は46.2m³以下とすること。
 - ウ 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(廃プラスチック類)の保管数量は66m³以下とすること。
 - エ 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず))の保管数量は140m³以下とすること。
 - オ 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ガラスくず等(廃石膏ボードに限る。))の保管数量は31.3m³以下とすること。
 - カ 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類))の保管数量は31.3m³以下とすること。
 - キ 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(選別残さ)の保管数量は14m³以下とすること。
- (4) 選別施設②に係る産業廃棄物の保管数量は次のとおりとすること。
 - ア 中間処理(選別)に係る処理前産業廃棄物の保管数量は2314m³以下とすること。
 - イ 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(廃プラスチック類)の保管数量は56.5m³以下とすること。
 - ウ 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(木くず)の保管数量は105m³以下とすること。
 - エ 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ガラスくず等(廃石膏ボードに限る。))の保管数量は45m³以下とすること。
 - オ 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類))の保管数量は106m³以下とすること。
 - カ 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(選別残さ)の保管数量は12.1m³以下とすること。
- (5) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(金属くず)の保管数量は105m³以下とすること。
- (6) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず))の保管数量は68.3m³以下とすること。

(以下第3面記載)

(7) 中間処理（圧縮梱包）に係る処理後産業廃棄物（混合廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず））の保管数量は336m³以下とすること。

(8) 圧縮梱包処理については、15cmを超える大きさの木くずを処理しないこと。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 9月 6日 変更許可により中間処理（破碎（移動式を含む。））の追加

平成17年 8月11日 更新許可

平成22年 3月 2日 変更許可により中間処理（破碎）の追加

平成22年 8月11日 更新許可

平成27年 8月11日 更新許可

平成30年 9月26日 変更届出により中間処理（破碎）に係る取扱品目（ガラスくず等）の廃止

平成31年 1月30日 変更許可により中間処理（圧縮梱包）の追加

令和 元年 9月25日 変更届出により中間処理（破碎（移動式を含む。））を中間処理（破碎）に変更

令和 2年 8月11日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

